

V. 参考資料

地域別・諸外国の国会議員に占める女性の割合とクオータ制の取組

<表の見方>

「クオータ制の種類」の欄

- ・「■」は憲法又は法律のいずれかによる議席割当制
- ・「●」は憲法又は法律のいずれかによる法的候補者クオータ制
- ・「▲」は政党による自発的なクオータ制

「女性議員を増やすことを目的とする公的政治資金」の欄

- ・「□」は「適格性に基づくタイプ」（事前に設定した女性比率を超えた場合に助成金を受け取れる等の仕組み）
- ・「○」は「配分に基づくタイプ」（女性候補者・議員比率に応じて配分額を増加させるか、あるいは数値目標との差に応じて配分額を増減させる仕組み）
- ・「△」は「用途制限をかけるタイプ」（用途に関して女性の政治参画を高める目的などの制限が課されている仕組み）

国名	国会議員 （下院又は 一院制の女性 割合 (%)）	国会議員 （上院）の 女性割合 (%)	クオータ制の 種類	導入している 政党の数	女性議員を 増やすことを 目的とする 公的政治資金
アフリカ (54 か国)					
中央アフリカ (10 か国)					
ブルンジ共和国	36.36	46.15	■	-	
ルワンダ	61.25	38.46	■	-	
カメルーン共和国	31.11	26.00	▲	2	
中央アフリカ共和国	8.57	-		-	
チャド共和国	15.43	-		-	□
コンゴ民主共和国	12.80	21.10		-	
赤道ギニア共和国	21.00	16.67	▲	1	
ガボン	14.79	18.00		-	
コンゴ共和国	11.26	18.84	●	-	
サントメ・プリンシペ	14.55	-		-	
東アフリカ (9 か国)					
ジブチ	26.15	-	■	-	
エリトリア	-	-	■	-	

国名	国会議員 (下院又は 一院制の女性 割合(%))	国会議員 (上院)の 女性割合(%)	クオータ制の 種類	導入している 政党の数	女性議員を 増やすことを 目的とする 公的政治資金
エチオピア	38.76	32.03	▲	1	○
ケニア	21.78	30.88	■▲	3	□△
ソマリア	24.36	24.07	■	-	
タンザニア連 合共和国	36.90	-	■▲	1	
ウガンダ	34.86	-	■	-	
南スーダン	28.46	12.00	■	-	
スーダン	-	-	■	-	
北アフリカ(5カ国)					
アルジェリア	25.76	6.82	●	-	
エジプト	15.10	-		-	
リビア	15.96	-	●	-	
モロッコ	20.51	11.67	■	-	△
チュニジア	24.88	-	●	-	
南アフリカ(14カ国)					
コモロ	6.06	-		-	
マダガスカル	15.89	19.35		-	
マラウイ	22.92	-	▲	2	
モーリシャス	20.00	-		-	
モザンビーク	41.20	-	▲	1	
セーシェル	21.21	-		-	
ザンビア	16.77	-		-	
ジンバブエ	31.85	43.75	■●▲	2	
アンゴラ	30.00	-	●	-	
ボツワナ	10.77	-	▲	2	
レソト	23.33	21.88	●	-	
ナミビア	42.71	19.05	▲	1	
南アフリカ	46.35	38.89	▲	1	
エスワティニ	9.59	33.33	■	-	
西アフリカ(16カ国)					
ベナン	7.23	-		-	
ブルキナファ ソ	13.39	-	●	-	□○
カーボヴェル デ	25.00	-	●	-	○
コートジボワ ール	11.95	19.19	▲	1	
ガンビア	8.62	-		-	
ガーナ	13.09	-		-	
ギニア	22.81	-	●	-	
ギニアビサウ	13.73	-		-	

国名	国会議員 (下院又は 一院制の女性 割合(%))	国会議員 (上院)の 女性割合(%)	クオータ制の 種類	導入している 政党の数	女性議員を 増やすことを 目的とする 公的政治資金
リベリア	12.33	3.33	●	-	
マリ	9.52	-	●▲	1	□
モーリタニア	20.26	-	●	-	
ニジェール	16.96	-	■▲	1	
ナイジェリア	3.43	7.34		-	
セネガル	43.03	-	●	-	
シエラレオネ	12.33	-		-	
トーゴ	18.68	-	●	-	□
米州 (35 か国)					
カリブ諸国(13 か国)					
アンティグア・ バーブーダ	11.11	52.94		-	
バハマ	12.82	43.75		-	
バルバドス	20.00	42.86		-	
キューバ	53.22	-		-	
ドミニカ	38.10	-		-	
ドミニカ共和 国	27.89	9.38	●	-	
グレナダ	46.67	30.77		-	
ハイチ	2.54	-	■	-	○
ジャマイカ	17.46	23.81		-	
セントクリス トファー・ネー ヴィス	20.00	-		-	
セントルシア	16.67	27.27		-	
セントビンセ ント及びグレ ナディーン諸 島	13.04	-		-	
トリニダード・ トバゴ共和国	30.95	38.71		-	
中米(7 か国)					
ベリーズ	9.38	21.43		-	
コスタリカ	45.61	-	●▲	4	△
エルサルバド ル	33.33	-	●▲	1	
グアテマラ	18.99	-	▲	2	
ホンジュラス	21.09	-	●	-	○△
ニカラグア	47.25	-	●▲	3	
パナマ	22.54	-	●	-	△
北米(3 か国)					

国名	国会議員 (下院又は 一院制の女性 割合(%))	国会議員 (上院)の 女性割合(%)	クオータ制の 種類	導入している 政党の数	女性議員を 増やすことを 目的とする 公的政治資金
メキシコ	48.20	49.22	●▲	1	△
カナダ	28.99	48.48	▲	2	
アメリカ合衆 国	23.43	25.00		-	
南米(12 개국)					
アルゼンチン	40.86	40.28	●▲	1	
ボリビア	53.08	47.22	●▲	1	
ブラジル	14.62	13.58	●▲	-	
チリ	22.58	23.26	●▲	3	○△
コロンビア	18.34	21.70	●	-	□△
エクアドル	39.42	-	●	-	
ガイアナ	34.78	-	●	-	
パラグアイ	16.25	20.00	●▲	4	
ペルー	30.00	-	●	-	
スリナム	31.37	-		-	
ウルグアイ	21.21	29.03	●▲	1	
ベネズエラ	22.16	-	●	-	
大洋州(15 개국)					
オーストラリ ア	30.46	48.68	▲	1	
フィジー	19.61	-		-	
キリバス	6.52	-		-	
マーシャル諸 島	6.06	-		-	
ミクロネシア 連邦	-	-		-	
ナウル	10.53	-		-	
ニュージーラ ンド	40.83	-	▲	2	
パラオ	12.50	15.38		-	
パプアニュー ギニア	-	-		-	○
サモア	10.00	-	■	-	
ソロモン諸島	6.12	-	●	-	○
東ティモール	38.46	-	●	-	
トンガ	7.41	-		-	
ツバル	6.25	-		-	
バヌアツ	-	-		-	
アジア(43 개국)					
東アジア(6 개국)					
中国	24.94	-	■	-	
日本	9.91	22.86		-	

国名	国会議員 (下院又は 一院制の女性 割合(%))	国会議員 (上院)の 女性割合(%)	クオータ制の 種類	導入している 政党の数	女性議員を 増やすことを 目的とする 公的政治資金
朝鮮民主主義 人民共和国	17.61	-		-	
韓国	17.29	-	●▲	1	○△
モンゴル	17.33	-	●	-	
台湾	-	-	■	-	○
中央アジア(5か国)					
カザフスタン	27.10	10.64		-	
キルギスタン	19.17	-	●	-	
タジキスタン	19.05	21.88		-	
トルクメニス タン	25.00	-		-	
ウズベキスタ ン	32.00	17.00	●	-	
中東(13か国)					
バーレーン	15.00	22.50		-	
イラク	26.44	-	■	-	
イスラエル	23.33	-	▲	5	
ヨルダン	15.38	15.38	■	-	□
クウェート	6.35	-		-	
レバノン	4.69	-		-	
オマーン	2.33	17.44		-	
カタール	9.76	-		-	
サウジアラビ ア	19.87	-	■	-	
パレスチナ	-	-	●	-	
シリア・アラブ 共和国	12.40	-		-	
アラブ首長国 連邦	50.00	-		-	
イエメン	0.33	2.70		-	
南アジア(9か国)					
アフガニスタ ン	27.02	27.94	■	-	
バングラデシ ユ	20.92	-	■	-	
ブータン	14.89	16.00		-	
インド	14.36	10.42		-	
イラン	5.88	-		-	
モルディブ	4.60	-		-	
ネパール	32.73	37.29	■	-	
パキスタン	20.18	19.23	■	-	
スリランカ	5.33	-		-	
東南アジア(10か国)					

国名	国会議員 (下院又は 一院制の女性 割合(%))	国会議員 (上院)の 女性割合(%)	クオータ制の 種類	導入している 政党の数	女性議員を 増やすことを 目的とする 公的政治資金
ブルネイ	9.09	-		-	
カンボジア	20.00	16.13		-	
インドネシア	20.35	-	●	-	△
ラオス人民民主共和国	27.52	-		-	
マレーシア	14.41	19.12		-	
ミャンマー	11.11	12.11		-	
フィリピン	27.96	29.17	▲	3	
シンガポール	24.00	-		-	
タイ	16.20	10.40	▲	1	
ベトナム	26.72	-	●	-	
欧州(49 개국)					
アルバニア	29.51	-	●	-	○
アンドラ	46.43	-		-	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	21.43	20.00	●	-	□
クロアチア	19.21	-	●▲	1	○
キプロス	19.64	-	▲	2	
ギリシャ	20.67	-	●▲	1	
イタリア	35.71	34.38	●▲	1	○△
コソボ	-	-	■	-	
マケドニア	40.00	-	●	-	
マルタ	13.43	-	▲	1	
モンテネグロ	29.63	-	●	-	
ポルトガル	40.00	-	●	-	○
サンマリノ	31.67	-	●	-	
セルビア	37.65	-	●	-	
スロベニア	27.78	10.00	●▲	2	
スペイン	44.00	39.02	●▲	7	
ベラルーシ	40.00	25.00		-	
ブルガリア	26.67	-		-	
チェコ共和国	22.50	14.81	▲	1	
ハンガリー	12.06	-	▲	2	
モルドバ共和国	24.75	-	●	-	○
ポーランド	28.70	24.00	●	-	
ルーマニア	21.88	14.71	▲	3	○
ロシア連邦	15.78	17.06		-	
スロバキア	20.67	-	▲	4	
ウクライナ	20.80	-		-	

国名	国会議員 (下院又は 一院制の女性 割合(%))	国会議員 (上院)の 女性割合(%)	クオータ制の 種類	導入している 政党の数	女性議員を 増やすことを 目的とする 公的政治資金
アルメニア	23.48	-	●	-	
アゼルバイジャン	16.81	-		-	
ジョージア	14.09	-		-	○
トルコ	17.32	-	▲	1	
オーストリア	39.34	37.70	▲	3	
ベルギー	40.67	45.00	●	-	
フランス	39.51	33.33	●▲	1	○
ドイツ	31.17	36.23	▲	4	
リヒテンシュタイン	12.00	-		-	
ルクセンブルク	30.00	-	▲	4	
モナコ	33.33	-		-	
オランダ	33.33	38.67	▲	2	
スイス	41.50	26.09	▲	1	
デンマーク	39.66	-		-	
エストニア	28.71	-		-	
フィンランド	46.00	-		-	△
アイスランド	38.10	-	▲	4	
アイルランド	20.89	31.67	●	-	○△
ラトビア	30.00	-		-	
リトアニア	24.11	-	▲	1	
ノルウェー	41.42	-	▲	4	
スウェーデン	46.99	-	▲	4	
英国	33.85	27.17	▲	2	

(出典)

IDEA ジェンダークオータ・データベース (Gender Quotas Database)

Voluntary Political Party Quotas

<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/voluntary-overview>

(2020 (令和2) 年3月12日最終閲覧)。

IPU ウェブサイト (Percentage of women in national parliaments)

<https://data.ipu.org/women-ranking?month=1&year=2020>

(2020 (令和2) 年3月12日最終閲覧) により、2020 (令和2年) 1月時点での各国の上院及び下院 (又は一院) の女性議員の割合を明記。